介護福祉士資格取得のための離職者訓練修了時における専門士の称号付与に係る制度の周知！

総務省関東管区行政評価局に、行政相談委員から次の意見が寄せられましたので、関東管区行政評価局行政苦情救済推進会議（座長：松尾邦弘弁護士　元検事総長ほか委員６名）で検討した結果を踏まえて、平成２３年２月２２日、厚生労働省に対し、都道府県職業能力開発主管課（以下「都道府県主管課」という。）や（独）雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）から委託された介護福祉士資格取得のための離職者訓練修了時における専門士の称号付与について、文部科学省と協議し、訓練生の利益に資する観点から、専門士の称号が付与される制度があることを、都道府県主管課や機構に周知するようあっせんします。

（相談要旨）

埼玉県内の介護福祉関係の専門学校では、平成 21 年度から離職者訓練を機構等から委託されて、介護福祉士養成の公共職業訓練生の受入れを行っている。

これらの学校での訓練生は、入学試験に合格して自費で入学した生徒と同じ課程を２年間受講するのにもかかわらず、通常であれば専門学校を卒業（訓練の修了）すると取得できる専門士の称号の付与が認められない。専門士の称号が付与されると、就職時に給与が上がったり、大学への編入学の際に単位が認定される場合があるので、訓練生が訓練の修了をした時にも専門士の称号を付与するようにしてほしい。

制度の概要と現状

介護福祉士資格取得のための離職者訓練は、厚生労働省からの委託を受け、平成 21 年度は、埼玉県、群馬県及び神奈川県を含めた７府県においては機構が短期大学及び専門学校（以下「専門学校等」という。）に委託し、その他の都道府県においては都道府県主管課が専門

学校等に委託しています。

また、平成 22 年度においては、離職者訓練を全都道府県主管課が事業主体となり、専門学校等に委託しています。

当局の調査結果

（1） 関東甲信越管内で、機構及び都県職業能力開発主管課（以下「都県主管課等」という。）から委託を受けた専門学校等における称号の付与（短期大学においては短期大学士の付与）状況等を調査した結果、平成 21 年度及び 22 年度ともに約 80 パーセントの専門学校等が称号（学位）を付与するとしていましたが、21 年度は 65 校中 12 校、22 年度は 59 校中 12 校（両年度とも約 20 パーセント）の専門学校が称号を「付与しない」又は「未定」としていました。

また、都県主管課等では専門士の称号の付与等についての見解に相違がみられ、更に、①10 都県のうち２県 8 校の専門学校においては、都県主管課等からの指示により「付与しない」又は「未定」としている、②同一都県の専門学校等でも一部の学校では付与しないとしている等、取扱いが区々になっている状況が認められました。

（２）専門学校等において、訓練生は介護福祉資格取得のために１,８００時間の課程を受講しており、また、専門士の称号の付与要件である、①修業年限が２年以上であること、②課程の修了に必要な総授業時間数が１,７００時間以上であること等の要件を満たしていることから、単に機構や都県主管課からの指示で専門士の称号を付与しないことは、訓練生に不利益や不公平を生じされるものと考えられます。

（あっせん等の要旨）

厚生労働省は、文部科学省と協議し、訓練生の利益に資する観点から、学則による規程で明らかに専門士の称号付与の要件を満たさない場合等を除き、専門士の称号が付与される制度があることを都道府県主管課や機構に対して周知することが必要である。



【連絡先】関東管区行政評価局総務部　首席行政相談官室
電　　話：０４８－６００－２３１３